

ペットボトル再商品化事業者 プレゼンテーション

平成25年2月13日

再生処理事業者 A社

1. H24年度再選定の総括

(1) 辞退しなかった理由

- ・次年度の落札可能量が削減される。
- ・指名入札に参加できない。
- ・従業員(パート含め)の雇用維持を重要視。
- ・年度落札量は、自社使用原料の約4割で6割は下落した価格で購入可能と判断。

(2) 再選定の結果影響

- ・新聞等で具体的に安価報道がされたことでユーザーから二次製品の具体的値下げ要求を受け、結果として採算悪化。
- ・引取辞退の発生規模、その後の再々入札までの経緯が全く分らず、情報が錯綜し混乱。
- ・再選定価格と期首ボトル価格とがあまりにも乖離しており、この結果を全体に反映する等の方策がなされなかった為、事業者間に不公平が生じた。
- ・指名入札で落札した事業者の動向で25年度入札に影響を及ぼす可能性大。

2.望ましい入札方式

(1)年1回期中変動型

<メリット>

- ・入札が1回で済み安定且つ効率的である。
- ・市況変動でバージン価格が低下した場合期中でも落札単価を変動させる事で販売量低下を防げる。

(2) 年間複数回方式

<デメリット>

- ・都度落札価格の高騰が懸念される。
- ・毎回の入札準備が煩雑。
- ・落札した市町村が変わる場合
引継ぎ等が煩雑化し経費が増加。

3.その他、検討会への要望事項

(1) ボトル入札制限枠及び優先枠の導入と 入札価格変動の抑制

- ・再生処理事業者の所在地や環境負荷(LCA)を基準に入札可能地区を制限し入札価格の過熱を防ぐ必要がある。
- ・一貫生産の事業者(再生処理・再商品化製品利用)に優先枠制度を設けて欲しい。自社使用なので、フレーク製品が市に出ない為、市況に影響を及ぼさない。

(2) 再商品化事業者登録の簡素化

- ・前年度登録されている事業者の場合は変更点のみの書類提出等で簡素化する。

以上